



電話



ファクス



電子メール



ホームページ



## お知らせ

### 納税の休日・夜間窓口を開設します

納税課 ☎382-9008 ☎382-7660  
 ☒nozei@city.suzuka.lg.jp

#### ◆休日窓口

と き 3月29日(日) 8時30分～17時15分

#### ◆夜間窓口

と き 3月30日(月)、31日(火)  
 17時15分～20時

ところ いずれも納税課(市役所本館2階)

内容 市税の納付、納税相談、口座振替の手続きなど

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

### 障がい者の通所費用と障がい児の通園費用を一部助成します

障害福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607  
 ☒shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

平成20年10月1日(水)から平成21年3月31日(火)までにかかった下記の費用を一部助成します。

#### 対象

○市内に住所があり、療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方などで、障害者小規模作業所に公共交通機関を利用して月10回以上通所している方の通所費

○市内に住所があり、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、その他これらに類する施設に公共交通機関を利用して月4回以上通園している18歳未満の方と同行する保護者(障がい児一人につき一人)の通園費

助成額 最も経済的な経路と方法による通所(通園)の費用の2分の1(一人月額5,000円が上限)

申込み 4月10日(金)までに、障害

福祉課に備え付けの申請用紙に施設の証明を受けて、同課へ  
 ※施設の種類によっては証明を受ける際に証明書料がかかる場合があります。

### 公共下水道の供用開始の縦覧をします

下水管理課 ☎382-9026 ☎384-3938  
 ☒gesuikanri@city.suzuka.lg.jp

3月31日(火)から公共下水道が使用できる区域が決まりましたので縦覧します。

対象地区 国府、牧田、白子、稲生、飯野、河曲、一ノ宮、箕田、玉垣、若松、神戸の各一部

と き 3月16日(月)～23日(月)(土・日曜日、祝日を除く)8時30分～17時15分

ところ 下水管理課(市役所本館9階)

### 第7回みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会が傍聴できます

地域課 ☎382-8695 ☎382-2214  
 ☒chiiki@city.suzuka.lg.jp

と き 3月25日(水) 19時～21時  
 ところ 市役所本館12階1203会議室

定員 10人程度(先着順)

申込み 当日18時30分から18時50分までに会場で受付します。

### 国民年金加入の届出をお忘れなく

保険年金課 ☎382-9401 ☎382-9455  
 ☒hokennenkin@city.suzuka.lg.jp

異動などに伴い、被保険者の種別が変わる方は、届出が必要です。届出をしないと将来の年金額が減ったり、給付されなくなったりしますのでご注意ください。

#### ◆国民年金被保険者の種別

○第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者、学生、フリーターの方など

○第2号被保険者 会社員や公務員(厚生年金加入者、共済組合員)

○第3号被保険者 会社員や公務員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

#### ◆20歳になったとき(第1号被保険者)

誕生月の前月に、社会保険事

務所より加入届書が送付されます(厚生年金、共済組合の加入者は除く)。必要事項を記入の上、加入手続きをしてください。

※加入届書が届かないときは、保険年金課へ

#### ◆会社などを辞めたとき(第1号被保険者)

国民年金の加入届出が必要です。扶養されている配偶者も同時に届出が必要です。保険年金課、地区市民センターで手続きをしてください。

持ち物 退職日が分かる書類、年金手帳

#### ◆会社などに勤めたとき(第2号被保険者)

会社などが社会保険事務所へ届出をします。本人の届出は不要です。扶養されている配偶者(第3号被保険者)も同様です。  
 ※詳しくは、津社会保険事務所(〒514-8522 津市桜橋三丁目446-33 ☎059-228-9188)へ

### 労働保険の年度更新が変更になります

産業政策課 ☎382-8698 ☎382-0304  
 ☒sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

平成21年度から、労働保険年度更新の申告・納付時期が、従来の「4月1日から5月20日まで」から「6月1日から7月10日まで」に変更になります。算定期間については、従来どおり4月1日から翌年3月31日までで変更ありません。

なお、年度更新申告書の発送についても、申告時期に合わせ6月初旬となります。年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続きの準備はお早めをお願いします。

対象 事業主の方

問合せ 三重労働局総務部労働保険徴収室(☎059-226-2100)

### 消費生活相談員を募集します

鈴鹿亀山地区広域連合総務課  
 ☎369-3200 ☎369-3202  
 ☒skkouiki@mecha.ne.jp

鈴鹿亀山消費生活センターで相談業務を行う嘱託職員を募集します。

**対象** 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方

**内容** 消費生活相談業務

**定員** 1人

**勤務場所** 鈴鹿亀山消費生活センター(算所一丁目3-3 鈴鹿農協平田駅前支店2階)

**申込み** 3月5日(木)から25日(水)までに、鈴鹿亀山地区広域連合総務課へ  
※募集要項など詳しくは、広域連合総務課  
(<http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/>)へお問い合わせください。

### 「道路ふれあい月間」の標語を募集します

道路保全課 ☎382-8421 ☎382-7612  
✉dorochozen@city.suzuka.lg.jp

国土交通省では、「道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきたいと思います。」をテーマに、標語を募集します。

**対象** 小学生以上

**申込み** 3月31日(火)(当日必着)までに、官製はがきに、標語1点と氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業を記入の上、〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省道路局道路交通管理課 平成21年度「道路ふれあい月間」推進標語募集係へ、または電子メールで [dourohyogo@milt.go.jp](mailto:dourohyogo@milt.go.jp) へ(1メールにつき1点)

**問合せ** 国土交通省道路局道路交通管理課(☎03-5253-8111 (内線37423))

### コミュニティバス(C-BUS)への広告を募集しています

商業観光課 ☎382-9016 ☎382-0304  
✉shogyokanko@city.suzuka.lg.jp

コミュニティバス事業の新たな財源を確保し、事業の安定化を図るため、有料広告の掲出を募集しています。広告事業を通じて、利用者の利便性向上や多くの方の参加、支援の輪が広がる取り組みをめざしますので、広告事業へのご協力をお願いします。

**問合せ** (株)イッコー(広告代理店)  
(☎330-0430)



### 確定申告の期限と修正申告についてのお知らせです

市民税課 ☎382-9446 ☎382-7604  
✉shiminzei@city.suzuka.lg.jp

#### ◆申告と納税の期限

所得税と贈与税の申告と納税の期限は3月16日(月)です。また、消費税と地方消費税の申告と納税の期限は3月31日(火)です。

※納税は、便利な口座振替をご利用ください。

#### ◆確定申告をした税額などに誤りがあった場合

申告期限内であれば、申告内容を訂正する申告(訂正申告)をしてください。なお、申告期限後であれば下記の方法で申告内容を訂正してください。

○申告による納付税額に不足があるときまたは還付税額が過大であるとき⇒修正申告をして正しい額に訂正してください。なお、延滞税がかかる場合があります。

○申告による納付税額が過大であるときまたは還付税額が過少であるとき⇒原則として、確定申告の期限から1年以内に更正の請求をして、正しい額への訂正を求めてください。

※提出された申告書に誤りがある場合で、自発的に修正申告をされない場合や、申告の必要があるにもかかわらず確定申告をされない場合で、税務署長が行う更正や決定により、納付すべき税額がある場合には、新たに加算税および延滞税が課される場合がありますので、ご注意ください。

**問合せ** 鈴鹿税務署個人課税部門  
(☎382-0351(代))

※3月16日(月)までは、確定申告に関する電話でのご相談は、自動音声に従い、「0」(確定申告テレフォンセンター)を選択してください。なお、国税に関する一般的なご相談は、「1」(電話相談センター)を、当該記事に関するお問い合わせは、「2」(税務署)を選択してください。

### 軽自動車などの廃車・名義変更をお忘れなく 市民税課 ☎382-9006 ☎382-7604 ✉shiminzei@city.suzuka.lg.jp

オートバイや軽自動車などに課税される軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者か使用者に課税されます。車両を処分したときは廃車の手続き、譲渡したときは名義変更の手続きが必要です。手続きをしないといつまでも課税されます。また、普通車とは異なり月割制度がないため、4月2日以降に手続きされても、全額課税されますのでご注意ください。

なお、年度末になると、窓口が大変混み合います。まだ手続きをしていない方は早めに済ませてください。また、車両によって手続きに必要なものや機関が異なりますので、電話で確認の上、右記の窓口にお越しください。

①125cc以下の原付自転車・小型特殊自動車(農耕車を含む)⇒市民税課(☎382-9006)

②125ccを超え250cc以下の軽二輪車⇒三重県軽自動車協会(津市雲出長常町 ☎059-234-8611)

③軽四輪車⇒軽自動車検査協会三重事務所(津市雲出長常町 ☎059-234-8431)

④250ccを超える小型二輪車⇒中部運輸局三重運輸支局(津市雲出長常町 ☎050-5540-2055)

※②③④については、鈴鹿市自家用自動車協会(矢橋一丁目21-23 ☎382-1075)で手続きを代行しています。

## お知らせ

### 平成21年度鈴鹿市いきいき健康スポーツクラブの会員を募集します

スポーツ課 ☎382-9029 ☎382-9071  
 ☑supotsu@city.suzuka.lg.jp

「つくろう健康！交わそう笑顔！」をテーマに会員を募集します。

**対象** 鈴鹿市民で、60歳以上の方  
**とき** 平成21年4月から平成22年3月の第2・4水曜日(祝日を除く、変更あり) 9時30分～11時30分(延長あり)

**ところ** 市内の運動施設ほか  
**内容** 健康体操、マレットゴルフ、水中ウォーク、ニュースポーツ、ウォーキングなど

**定員** 160人(先着順)  
**年会費** 3,000円  
**申込み** 3月9日(月)から25日(水)までに、年会費と印鑑を持参の上、スポーツ課へ

### 70歳から74歳の方の窓口負担割合を見直します

保険年金課 ☎382-7605 ☎382-9455  
 ☑hokennenkin@city.suzuka.lg.jp

70歳から74歳の方の窓口負担について、平成21年4月から平成22年3月までの1年間、医療機関での窓口負担が1割に据え置かれることになりました(一昨年の制度改正により、窓口負担については平成20年4月から2割負担とすることとされ

ていましたが、平成20年度に引き続き、これを1割に据え置きます)。

※現在3割負担の方、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入している方は除きます。

※現在、一部負担金の割合が「2割(平成21年3月31日までは1割)」と記載されている高齢受給者証をお持ちの鈴鹿市国民健康保険の被保険者の方には、3月下旬に「1割」と記載された新たな高齢受給者証を郵送します。

### 4月1日から水道料金などの徴収業務の一部を民間委託します

営業課 ☎368-1670 ☎368-1688  
 ☑egy@city.suzuka.lg.jp

水道局では、より一層の経営の効率化を図るため、4月1日から業務の一部を民間事業者へ委託します。委託する業務は、水道使用開始、中止の受付や水道料金などの徴収業務(滞納整理を含む)、電話受付などです。

受託者の従業員は、水道局が発行する「事務従事者証」を携帯しています。不審な点がありましたら、「事務従事者証」の提示を求めると、水道局営業課までお問い合わせください。

**委託先** 第一環境(株)中部支店(愛知県春日井市瑞穂通四丁目62番地)

**業務場所** 水道局庁舎内1階事務室

**営業時間** 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

**問合せ** 水道料金に関する内容(☎368-1671)、使用開始、中止に関する内容(☎375-2770)

### 4月1日からごみの分別が一部変更になります

廃棄物対策課 ☎382-7609 ☎382-2214  
 ☑haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

家電リサイクル法の改正に伴い、家電4品目へ新たに「液晶テレビ」、「プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」の3品目を追加します。この3品目の処理方法は、下記のとおり、時期によって異なりますのでご注意ください。

○粗大ごみ受付センター(☎382-7646)へ申込み 3月19日(木)までに申し込みいただいた分については、粗大ごみとして回収します。それ以降は受け付けできません。

○不燃物リサイクルセンターへ直接搬入 3月31日(火)までに搬入いただいた分については、粗大ごみとして処理します。それ以降は搬入できません。

○4月1日以降 小売店または市の許可を得た家電4品目収集運搬業者(株)鈴友(☎382-1155)に引き取りの依頼をしてください。どちらの場合もリサイクル料金と収集運搬料金が必要となります。

#### 【あきびん(資源ごみB)の分別変更】

現在、あきびんについては、「飲食料品が入っていたものだけ」がリサイクルの対象となっていました。あきびんリサイクル技術の向上により、新たに「化粧品のみん」もリサイクル可能となりました。4月1日からは、「飲食料品また

### 4月1日からEM活性液の予約と配布方法が変更になります

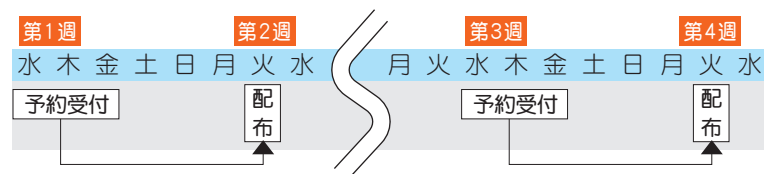
環境政策課 ☎382-9014 ☎382-2214 ☑kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

EM活性液は、有用な微生物を集めたもので、各家庭のトイレ、台所、風呂などの臭いや汚れを防止し、河川などの水質浄化に役立ちます。4月1日(水)から予約は毎月第1・3週の水・木・金曜日に、配布は毎月第2・4週の火曜日に変更になります。また、鈴鹿ハンターでの配布は中止になりますのでご注意ください。

**配布対象者** 個人、ボランティア

**予約電話番号** ☎・☎384-6655

**予約受付方法** 予約受付日時は、毎月第1・3週の水・木・金曜日8時30分から12時30分(休日は除く)までで、第2・4週の火曜日配布分を受付します。



※4月1日(水)～3日(金)の予約分が、翌週の4月7日(火)配布となります。

※ファクスによる予約は、5人以内に限りです。

※当日受付は行いません。

**配布場所** シルバー人材センター(市役所立体駐車場南側の別館第3ロビー)

**配布時間** 13時～15時

**持ち物** 空きペットボトル

**配布量** 個人は一世帯につき1カ月2リットル以内、ボランティアは1カ月10リットル以内を無料で配布します。

※ボランティアは環境政策課に登録があり、公共用水域の環境浄化に取り組む団体のみ配布させていただきます。

は化粧品が入っていたびん」を対象に資源ごみの収集を行いますので、分別にご協力ください。なお、下記のあきびんについては資源ごみの対象外ですので、もやせないごみで出してください。

- 農薬、劇薬が入っていたあきびん  
リサイクル過程において有毒なガスが発生する恐れがあるため。
- 消毒液など、飲み薬でない薬品が入っていたあきびん  
劇薬との見分けが困難なため。
- ほ乳びんなど、耐熱ガラスが使われているあきびん  
リサイクル過程において溶けにくいいため。

### 市民水質モニターを募集します

水源課 ☎368-1681 ☎368-1688  
✉suigen@city.suzuka.lg.jp

水道水の色や濁り、消毒の残留効果の検査を毎日していただく、市民水質モニターを新たに募集します。

**期間** 4月1日(水)から  
**内容** 実施要領に基づき、毎朝5分程度、水道水の色や濁り、消毒の残留効果の検査をしていただきます(事情により測定できない日があっても可)。

#### 募集地域

○若松東一丁目・二丁目、若松

中一丁目・二丁目  
○寺家一丁目～三丁目、東磯山一丁目～四丁目  
○五祝町、秋永町、中瀬古町、徳田町  
○郡山町(太陽の街南公園より西の地域)  
**募集人数** 各地域1人ずつで計4人  
**報酬** 月額4,700円  
**申込み** 3月19日(木)までに、郵便、電話、ファクス、電子メールで、住所、氏名、連絡先を記入の上、水道局水源課(〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170)へ  
※ほかのモニター地点とのバランスなどを考慮して選考します。  
※結果は、郵送または電子メールでお知らせします。

### 国際協力機構(JICA)のボランティアを募集します

市民対話課 ☎382-9058 ☎382-7660  
✉shimintaiwa@city.suzuka.lg.jp

国際協力機構(JICA)は、世界の開発途上国で現地の人々と同じ生活をしながら、ともに働き、人づくりや国づくりに貢献する平成21年度春ボランティア(青年海外協力隊、シニア海外ボランティア)を募集します。

**募集期間** 4月1日(水)～5月18日(月)  
**問合せ** JICA 中部センター  
(☎052-702-1391(平日9時30分～17時30分) ✉cbictpp-jocv@

jica.go.jp(事務所移転のため、3月16日以降は電子メールでご連絡ください) ☎http://www.jica.go.jp)

#### 【体験談&説明会】

青年海外協力隊、シニア海外ボランティアについて、帰国した隊員の体験談や募集に関する説明会を開催しますので、お気軽にお越しください(予約不要)。

#### とき・ところ

- 4月12日(日) 14時から  
アスト津3階(津市)
- 4月21日(火) 18時30分から  
じばさんみえ4階(四日市市)

### 催し物

#### 鈴鹿市植木まつり

農林水産課 ☎382-9017 ☎382-7610  
✉norin@city.suzuka.lg.jp

**とき** 4月11日(土)～19日(日)  
9時～16時

**ところ** 鈴鹿フラワーパーク

**内容** 寄せ植え体験、クイズラリー、オークション、地震体験車、バルーン体験搭乗など

※新たに9日間の開催となりました。詳しくは、広報すずか4月5日号折り込みチラシをご覧ください。

**問合せ** 鈴鹿市植木振興会  
(☎382-9017)

### 平成21年度勤労青少年ホーム前期教養講座 勤労青少年ホーム ☎387-6125 ☎388-1223

勤労青少年の交流を深める場として、各種教養講座を開いています。

**対象** 平成21年4月1日現在で35歳以下の勤労青少年

**申込み** 3月13日(金)から19日(木)までの各講座の曜日ごとに、19時から20時まで受け付けます。教材費を添えて受付時間内に当ホームにお越しください。

※申込者多数の場合は、受付日当日20時に抽選を行います。  
※3月末までに規定の人数に達しない講座は、開講がとりやめになります。

※開講後にテキスト代などの実費を負担していただく講座があります。

※写真講座、パンお菓子講座は全12回です。

※開講後に退講される場合は、教材費はお返ししません。

※4月13日(月)から順次開講します。

※サークルは随時募集しています。

#### 前期教養講座(4月～9月)・サークル (教材費は6カ月・14回分)

受付開始日	講座名	曜日	定員(人)	時間	教材費
3月16日	華道(嵯峨御流)	月	15	18時30分～20時30分	1万1,000円
	写真		15	19時～20時30分	3,000円
	茶道(表千家)		15	18時30分～20時30分	5,000円
3月17日	パン・お菓子	火	20	18時30分～20時30分	1万円
	ゴルフ		20	19時～21時	2,000円
3月18日	華道(池坊)	水	20	18時30分～20時30分	1万1,000円
	レクリエーション		20	19時～20時30分	2,500円
	陶芸		15	18時30分～20時30分	5,000円
	(水)料理A		24	18時30分～20時30分	1万円
3月19日	(木)料理B	木	24	18時30分～20時30分	1万円
	着物の着装		女性10	18時30分～20時30分	無料
3月13日	英会話	金	20	19時～20時30分	2,000円
随時	中級茶道	水	—	18時30分～20時30分	5,000円
	硬式テニス	金	—		無料



催し物

伊勢型紙と江戸小紋展

文化課 ☎382-9031 ☎382-9071  
 bunka@city.suzuka.lg.jp

とき 3月18日(水)～22日(日)  
 9時30分～17時

※22日は15時まで

ところ 三重県立美術館県民ギャラリー  
 (津市大谷町11 ☎059-227-2100)

内容

- 江戸小紋染色着物、反物、染色用具
- 古代型紙、復刻作品
- 小紋屏風、彫刻用具、伊勢型紙関係の文書
- 江戸小紋染めの実演

主催 国指定重要無形文化財  
 保持団体伊勢型紙技術保存会

入館料 無料

問合せ 伊勢型紙資料館☎368-0240

プラネタリウム春番組

文化会館 ☎382-8111 ☎382-8580

【一般・春番組】

とき 3月20日(金)～6月14日(日)  
 10時30分から、13時30分から、  
 15時から

内容

○「海と…星と…」～沖縄星伝説紀行～  
 主人公といとこの会話の中で、  
 沖縄・八重山諸島の風土、方言  
 による方角の呼び名などを紹介  
 します。緯度による星の見え方  
 の違い、島の暮らしと天体の動  
 きのかかわりなどを、竹富島に  
 残る「すばる」や「星砂」にまつ  
 わる星の民話をもとに見ていき  
 ます。



○春の星座(しし座、おおぐま座、  
 からす座ほか)

定員 各回180人

【学習番組】

とき 4月7日(火)～6月12日(金)

内容 「太陽・月・星の動き」

定員 各回180人

※学習番組は、団体申し込みに限ります。

※番組入れ替えのため、3月18日(水)、  
 19日(木)は、投映を休みます。

第18回鈴鹿市芸術文化協会祭

文化課 ☎382-9031 ☎382-9071

bunka@city.suzuka.lg.jp

市内で文化活動を行う団体や個人  
 の活動の成果を発表する「鈴鹿市芸  
 術文化協会祭」を開催します。美術作  
 品の展示やステージでのコンサートなど、  
 多彩な催し物が行われますので、ぜ  
 ひ会場にお越しください。

とき 3月20日(金)～22日(日)

ところ 文化会館

内容

- 美術展(日本画、洋画、彫刻、美術工芸、  
 写真、書道)
- 文芸作品展(俳句、川柳、短歌、詩、連句)
- いけばな展、お茶会、お香席、盆栽、七宝
- 講演会「芭蕉の虚像と実像」(22日  
 13時30分から)
- けやきホール舞台発表  
 ・声楽と白子ウィンドシンフォニカによる  
 合同コンサート(いやしのコンサート)

平成21年度前期スポーツ教室 体育館 ☎387-6006 ☎387-6008

教室名	バドミントン	卓球	テニス	シニアテニス	ヨガ		弓道	バレーボール
対象	一般男女	一般男女	65歳以下男女	55歳以上男女	一般男女		一般男女	一般女性
とき	4月から8月 までの木曜日 9時30分～11時30分 (全15回)	4月から9月 までの水曜日 9時30分～11時30分 (全15回)	4月から7月 までの水曜日 9時～11時 (全10回)	4月から9月 までの金曜日 9時～11時 (全15回)	4月から9月 までの火曜日 10時～11時30分 (全15回)	4月から9月 までの火曜日 13時～14時30分 (全15回)	4月から7月 までの木曜日 19時～21時 (全12回)	4月から9月 までの木曜日 10時～12時 (全17回)
ところ	市立体育館		市立コート		武道館(受付は市立体育館)		武道館	市立体育館
定員	50人	60人	45人	20人	40人	40人	30人	定員なし
参加料	4,600円	5,100円	3,600円	4,600円	4,100円		4,100円	4,100円
申込み	3月5日(木)～26日(木)							

教室名	さわやか	健康	女性健康	簡単エアロビック	柔道	剣道	なぎなた
対象	50歳以上男女	一般男女	一般女性	一般男女	小学1年生～中学3年生男女	小学1年生～中学3年生男女	小学生以上男女
とき	4月から9月 までの金曜日 13時～14時30分 (全17回)	4月から9月 までの木曜日 19時～21時 (全17回)	4月から9月まで の火・金曜日 9時30分～11時30分 (全25回)	4月から9月まで の水曜日 9時30分～10時30分 (全12回)	4月から9月まで の土曜日 19時～21時 (全22回)	4月から9月まで の土曜日 19時～21時 (全22回)	4月から7月まで の水曜日 19時～20時30分 (全12回)
ところ	立体育館				武道館		
定員	定員なし						
参加料	3,100円	3,600円	4,100円	3,100円	6,100円	6,100円	中学生以下3,100円 高校生以上4,100円
申込み	3月5日(木)～26日(木)						

※参加者は、鈴鹿市在住者を優先します。

※定員のある教室は、平成20年度後期に当該教室に参加  
 していない方を、弓道教室は3段以下の方を優先的に先  
 着順で受付します(一人につき1教室1枚のみ)。

※申込者が定員を超えた場合は、平成20年度の後期教室  
 に参加された方の中で、抽選を行います。

※簡単エアロビックを新設しました。

※受付時に参加料を添えて、各会場で申し込んでください  
 (ヨガ教室は市立体育館で受付します)。

※参加料には、スポーツ保険料(大人1人につき1,600円、  
 中学生以下1人につき600円)が含まれています。なお、  
 スポーツ保険料が100円値上がりしたため、受講料も  
 100円値上がりしています。

※各団体とも個人登録料は含みません。

春風によせて(21日13時30分開演)  
・舞踊・ダンス(22日13時開演)  
問合せ 鈴鹿市芸術文化協会事務局(☎387-0560)  
※入場無料、ただし、お茶会、お席への参加は呈茶券(有料)が必要です。

## 地域医療シンポジウム 「みんなでささえよう地域の医療」

健康づくり課 ☎382-2252 ☎382-4187  
☎kenkozukuri@city.suzuka.lg.jp

医療制度改革、生活習慣の変化、安易な救急車の利用などにより、救急医療体制の維持が難しくなっています。このままでは救急医療体制の崩壊につながる恐れがあります。**病気になったとき、あなたはどうしますか。**今、あなたの受診行動が問われています。

とき 3月15日(日) 14時~16時30分  
(受付13時30分から)

ところ ふれあいホール

内容

- 講演 「医師不足時代の医療・医療機関の役割・市民の役割(鈴鹿医療科学大学医用工学部・医用情報工学科教授 永田宏さん)
- パネルディスカッション 「救急医療の現状を知っていますか？(救急医療体制を存続するために、今私にできること)」

定員 200人

入場料 無料

主催 三重県  
共催 鈴鹿市、亀山市、鈴鹿  
亀山地域救急医療対策協議会  
問合せ 三重県鈴鹿保健福祉事  
務所企画福祉課(☎382-8671)

## 鈴鹿モータースポーツ市民の会 「レーシングカート体験」

商業観光課 ☎382-9020 ☎382-0304  
☎shogyokanko@city.suzuka.lg.jp

とき 3月28日(土) 9時~15時30分  
(雨天決行)

ところ モーターランドSUZUKA  
(三宅町3616)

内容 レーシングカート体験  
&走行(1チーム3人で10チーム  
による耐久レースも予定)

定員 60人(先着順)

参加料 会員5,000円、非会員  
7,000円

申込み 3月16日(月)までに、電話で  
鈴鹿モータースポーツ市民の会事  
務局(鈴鹿商工会議所内)  
(☎382-3222)へ



## 講座・教室

### 応急手当普及員講習

中央消防署 ☎382-9165 ☎382-9166  
☎chuoushobosho@city.suzuka.lg.jp

事業所の従業員や地域の自主防  
災組織などの構成員に対して、普通  
救命講習の指導にあたる方を養成

する講習です。この講習を受け、応急  
手当普及員に認定されると、心肺蘇  
生法やAEDの取り扱いなど、一定の  
カリキュラムに基づいて普通救命  
講習の指導にあたることができます。

とき 4月17日(金)~19日(日)

9時~18時(休憩、昼食時間含む)

ところ 鈴鹿市コミュニティ消  
防センター(飯野寺家町217-1)

持ち物 応急手当指導員標準テ  
キスト(ガイドライン2005)

※各自で事前購入してください(税込み  
3,360円、購入問合せ：東京法令  
出版(株) ☎026-224-5411)。

定員 30人

申込み 3月15日(日)から4月13日(月)  
までの9時から21時までに、電話  
で中央消防署救急救助グループへ

## モータースポーツ

## ミニ知識



### モータースポーツに関する ボランティアって何？

モータースポーツを中心とした  
安全で活気あるまちづくりを推  
進するため、2005年4月に「鈴  
鹿モータースポーツ市民の会」  
が結成され、市内の小学生に  
モータースポーツの現場を体験  
してもらう「モータースポーツ学  
童教室」などを行いました。

## ひげやう 人権尊重の輪

わたしの家の前は通学路となっています。自分の  
子どもが小学校に通うようになって気付いたのですが、  
そこに毎日、子どもたちを見守ってくれる人が道に立ち、  
通学の安全などの指導をしています。ところが、こう  
した人が指導をされるようになった以前から、子ども  
たちに「おはよう」、「元気か？」と声を掛けている人が  
います。その人は特に町内会の役員をしている訳でも  
なく、だれかに頼まれた訳でもないようです。

わたしがあるとき、その人に「毎日こうして見守って  
らっしゃるのですか？」と尋ねたことがありました。その  
人は「そうです。別に孫が小学校に通っている訳でも  
ありません。ましてや子どもたちに元気を与えようなん  
て大層なことを考えている訳じゃありません。ただ自  
分が気持ち良いから、その日が気持ちよく暮らせるか  
らそうしているだけなのです」と教えてくれました。

## きもちよく生きる

人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ☎jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp  
人権教育課 ☎382-9030 ☎383-7878 ☎jinkenkyoiku@city.suzuka.lg.jp

そのときわたしは、その人が「自分のため」と答えられ  
たことを意外に思いました。しかし、その人と子どもたち  
との毎朝のやりとりを見ていると、子どもたちもうれしそ  
うで、会うのを楽しみにしているようです。わたしはその人  
は気付いていなかったりそんな意図はないのだろうけれ  
ど、知らず知らずのうちに周りの人まで、元気を与えて  
るんだなと感じました。

人権と聞くと、また、人権を考え学ぼうとすると、  
わたしたちはどうしても堅苦しく考えたりきれいごとと考  
えてしまいがちです。人権はだれのためでもなく自分の  
ためのものです。この人のようにまず自分が気持ち良く  
生きることを見付けてみませんか。自分がよりよく生きる  
ことによって周りに影響を与え、周りが気持ち良く生きる  
ことにつながっていければ、人権尊重の輪も広がるので  
はないでしょうか。